

誓 約 書

当機関は、下記 1 ないし 7 のいずれも確認した上で、特定技能外国人及び育成就労外国人の日本語能力水準を測る試験として追加されることを希望します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、当方の役員等の個人情報を必要に応じて政府内で共有することについて同意します。

記

- 1 日本語試験実施機関又はその代表者等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が次の(1)～(5)のいずれにも該当せず、将来においても該当しないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 反社会的組織（※）との関係を有する者、または、暴力的又は脅迫的行為等、日本語試験を実施する主体として不適当な行為をする者
※ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指す。
 - (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれかに該当するもの
 - (4) 法人であって、その役員のうちに(1)、(2)、(3)又は(5)のいずれかに該当する者があるもの
 - (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 試験の適正な実施を確保するため、分野所管行政機関又は制度所管行政機関が必要に応じて日本語試験実施機関に対して指導等を行うことがあり、日本語試験実施機関はこれに誠実に対応することとしていること。
- 3 特定技能外国人又は育成就労外国人の日本語能力水準を測る試験として追加する旨の決定がなされた後も、継続してこれを満たす体制となっていること。また、当該要件を満たしていないことが判明し、改善の見込みも認められない場合など、分野所管行政機関又は制度所管行政機関が必要と認める場合にあっては、当該決定が取り消されることがあることを理解していること。
- 4 試験問題の作成及び試験の実施に関しては、「特定技能制度及び育成就労制度に係る日本語試験の作成のためのガイドライン」（令和 7 年 6 月 11 日出入

国在留管理庁・厚生労働省）のほか、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適切な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和 7 年 3 月 11 日閣議決定）及び「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針」（令和 7 年 3 月 11 日法務省・厚生労働省）の内容を十分に理解した上でこれらの趣旨を踏まえて行うこととしていること。

5 次の(1)ないし(4)に掲げる情報等について、分野所管行政機関又は制度所管行政機関から求めがあった場合は、速やかにこれを提供する体制となっていること。

- (1) 日本語試験実施機関の組織・経営体制、試験実施体制に関する情報
- (2) 受験者数、合格者数、受験者の国籍・性別等の属性、試験会場、試験日程、合格発表日、実施した全ての問題その他実施済み試験に関する情報、解答データ、試験分析結果等
- (3) 受験予定者数、受験予定者の属性等今後実施予定の試験に関する情報
- (4) 個別の受験者の可否、出願時の申告内容その他受験者個人に関する情報

6 試験の内容又は実施状況に関して、分野所管行政機関又は制度所管行政機関において調査が必要と判断する場合は、これに誠実に協力することとしていること。

7 各事業年度終了後、制度所管行政機関に対し、遅滞なく試験実施状況報告書を提出するとともに、制度所管行政機関の確認を受けた後、これを公表することとしていること。

年 月 日

住所（又は所在地）

日本語試験実施機関及び代表者名

署名（自署）

※ 役員等の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。